

第2期 大阪府大規模施設等協力金 募集概要

<緊急事態措置期間> 令和3年6月1日～同年6月20日
 <まん延防止等重点措置期間※> 令和3年6月21日～同年7月11日

この募集概要は申請手続等のご案内です。国制度等により変更する場合があります。
 ※この期間における本協力金の対象地域は、措置区域である府内33市です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮（以下「時短」といいます。）や休業等の要請にご協力をお願いし、誠にありがとうございます。

対象事業者の皆様には、本案内をご確認の上、協力金の申請に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

●支給対象事業者（詳細は「支給対象・支給額算定の考え方」をご覧ください。）

上記の措置期間（令和3年6月1日から同年7月11日まで）において、

- ① 時短又は休業の要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設の運営事業者
※「運営事業者」とは、施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の時短や休業を決定する権限を有する者をいいます。
 ※本協力金においては、「建築物の床面積1,000㎡を超える施設」を「大規模施設」といいます。
- ② 時短、休業又は無観客開催の要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設内に賃借契約に基づき出店し事業を営む店舗で、時短又は休業を行った店舗のテナント事業者等

なお、7月12日から8月22日まで、府内33市の区域において「まん延防止等重点措置」を延長し、同区域内の対象となる大規模施設に対して、営業時間を21時までとする時短要請を行います。要請に応じていただいた対象事業者の皆様には、まん延防止等重点措置期間（6月21日～7月11日）にかかる協力金と同様の「申請方法」、「支給対象・支給額算定の考え方」により本協力金を支給いたします。申請受付期間など詳細は改めてご案内いたします。

<本協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業です>

申請方法〈テナントを有しない施設〉

時短や休業の要請に大規模施設が応じた場合は、対象となる大規模施設運営事業者に対し、時短や休業を行った店舗面積（以下「時短等面積」といいます。）等に応じて協力金を支給します。

第1期協力金（措置期間：4/25～5/31）に申請されていない事業者の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料
- (2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料
- (3) 施設が時短又は休業していたことが確認できる資料
- (4) 時短又は休業を行った面積が確認できる資料
- (5) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (6) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

第1期協力金に申請された事業者で、当該申請内容から変更がない場合は、(3)のみ提出してください。

なお、

- ・大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
 - ・飲食業許可を受けていない小規模（1,000㎡以下）のカラオケ事業者
- の必要書類等については、別途、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページでお知らせします。

《第2期申請受付》

まん延防止等重点措置期間（～7/11）終了後すみやかに受付開始予定

オンライン申請です

申請方法〈テナントを有する施設〉

時短又は休業の要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗（テナント）を時短又は休業された場合は、対象となる各事業者に対し、時短又は休業された店舗面積等に応じて協力金を支給します。

そのため、「大規模施設の運営事業者が管理運営する部分」と、「当該施設内の店舗を営むテナント事業者が運営する部分」とを、重複なく整理する必要があります。

①大規模施設運営事業者とテナント事業者による必要書類の準備

②大規模施設の運営事業者からの申請

【申請時の必要書類】

* テナントを有しない施設の必要書類(1)～(6)

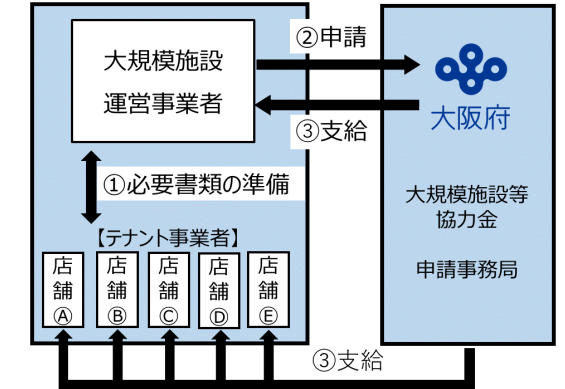
※第1期協力金に申請された方は一部省略可

* 契約に基づき施設内に出店している店舗の基本情報、面積、時短や休業等の実績などの一覧「テナントリスト(※)」

<個人情報などセンシティブ情報を取扱うにあたっては、テナント事業者の同意を得てください。>

③事務局において、要件等を審査の上、大規模施設運営事業者、テナント事業者のそれぞれに対し、協力金を支給

申請の流れ（イメージ）



※「テナントリスト」入力情報

<入力フォーマットは府ホームページで提供します>

店舗（屋号）名／契約面積／業種／本来の営業時間／要請期間中の時短又は休業の状況／法人名／代表者名／店舗電話番号／振込先口座情報

<特定百貨店店舗の場合>

当該店舗名（ブランド名）／店舗所在フロア（階）

本協力金の支給実績がある場合、大規模施設運営事業者からテナントリストを提出いただくことで、テナント事業者からの個別の申請は不要となります。

■上記によらない場合

- ・無観客開催要請対象施設内のテナント事業者等が申請される場合は、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。

お問い合わせ等

- まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご確認ください。
- コールセンターでもお受けしています。

大阪府大規模施設等協力金コールセンター

【電話番号】 06-7178-1396

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えないようお願い申し上げます。）

【開設時間】 午前9時から午後6時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※7月22日（木・祝）及び7月31日（土）は開設しています。

QRコードからホームページにアクセスしてください。



支給対象・支給額算定の考え方

大阪府の時短又は休業等の要請に応じて、「6月1日から6月20日まで」、「6月21日から7月11日まで」のそれぞれの全ての期間において、全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。

①時短又は休業の要請に応じた大規模施設の運営事業者

区分①：当該施設の自己利用部分の時短等面積1,000㎡毎に、

(ア) 休業の場合 (6/5(土),6/6(日),6/12(土),6/13(日),6/19(土),6/20(日))

20万円/日

(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000㎡未満の施設は一律20万円/日)

(イ) 時短の場合 (6/1(火)～6/20(日)の平日、6/21(月)～7/11(日))

20万円/日 ×

$\frac{20\text{時} * \text{「本来の営業時間」との差}}{\text{本来の営業時間}}$

※イベントは21時

以下、「α」とします

(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000㎡未満の施設は一律(20×α)万円/日)

- ▶ 本来の営業時間10時～22時(12時間)の場合は、
 $20\text{万円/日} \times \frac{22-20}{12} = 3.4\text{万円/日}$ となります。
- ▶ 休業日は、α = 1となります。

7月12日から8月22日までの措置期間は、営業時間を21時までとする時短要請となります。表面をご参照ください。

【テナントを有する施設で一定の要件に該当する場合】

区分②：(テナント事業者等把握管理分として) 該当店舗数 × (2 × α) 千円/日

※テナント事業者等協力金の支給対象店舗数と特定百貨店店舗数の合計が10以上の場合に限り

区分③：特定百貨店店舗の店舗数 × (2 × α) 万円/日

※特定百貨店店舗(売上が百貨店等に計上後に分配され、百貨店等から一定の区画の分配を受け、運営者の名義等で出店し、一定の自律性をもって営業する店舗)を有する大規模施設に限り

* 大規模施設である映画館の運営事業者及び映画配給会社

α：《時短の場合》21時までの営業を要請

β：時短要請により上映できなくなった回数/時短要請がなければ上映する予定であった回数(休業日はβ = 1となります。)

- ・映画館運営事業者 ⇒ 区分①の1000㎡毎に(20 × α)万円/日 + 常設スクリーン数 × (2 × β)万円/日
- ・映画配給会社 ⇒ 常設スクリーン数 × (2 × β)万円/日

契約に基づき、施設内の区画を賃借し、分譲を受けて、出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者(特定百貨店店舗は対象外)

②大規模施設内のテナント事業者等

○ 店舗等の時短等面積100㎡毎に (2 × α) 万円/日

(100㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、100㎡未満の施設は一律(2×α)万円/日)

* 飲食業許可を受けていない小規模(1,000㎡以下)のカラオケ事業者
 ⇒ 2万円/日(6/1(火)～6/20(日)の休業に限る)

支給額の算定例(ショッピングセンター)

【協力期間、地域】令和3年6月1日～7月11日(41日間)、まん延防止等重点措置区域

【休業日数等】・休業日数 6日間(6/5(土),6/6(日),6/12(土),6/13(日),6/19(土),6/20(日))
 ・時短日数 35日間(6/1(火)～6/20(日)の平日、6/21(月)～7/11(日))

【本来の時間】①大規模施設運営事業者 10時～23時(13時間) ⇒ 20時閉店(時短3時間)
 ②テナント事業者ア(25店舗) 10時～22時(12時間) ⇒ 20時閉店(時短2時間)
 ③テナント事業者イ(1店舗) 10時～21時(11時間) ⇒ 20時閉店(時短1時間)
 ・テナント事業者ウ(飲食店4店舗) 10時～23時
 ⇒「第6,7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」の対象

【面積】①建築物の床面積 15,000㎡
 ②大規模施設/自己利用 5,000㎡(①15,000㎡ - ③8,400㎡ - ④1,600㎡)
 ③テナント(30店舗) ア7,500㎡、イ100㎡、ウ800㎡(計8,400㎡)
 ④事務室、倉庫、トイレ 1,600㎡(②不算入部分)

大規模施設運営事業者/自己利用(休業面積) = 5,000㎡				
建物全体 15,000㎡	事務室 600㎡	ア 7,500㎡ (25店舗×300㎡)	倉庫 トイレ 1,000㎡	イ 100㎡ (1店舗) ウ 800㎡ (4店舗)

◆支給額算定

- ①大規模施設運営事業者 1,480.9万円 (= 区分① + 区分②)
 区分① $5(=5,000\text{㎡}/1,000\text{㎡}) \times 20\text{万円} \times (6\text{日} + 35\text{日} \times 3/13) = 1,407.7\text{万円}$
 区分② 飲食店を除く26店舗(ア + イ) $\times 2\text{千円} \times (6\text{日} + 35\text{日} \times 3/13) = 73.2\text{万円}$
- ②テナント事業者ア(1店舗あたり)
 $3(=300\text{㎡}/100\text{㎡}) \times 2\text{万円} \times (6\text{日} + 35\text{日} \times 2/12) = 71.0\text{万円}$
- ③テナント事業者イ
 $1(=100\text{㎡}/100\text{㎡}) \times 2\text{万円} \times (6\text{日} + 35\text{日} \times 1/11) = 18.4\text{万円}$

【協力金の支給対象となる事業者】

※施設の詳細は「大阪府大規模施設等協力金」ホームページをご参照ください。

施設	要請内容	支給対象
1,000㎡超の集客施設 ・映画館等、商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業	6/1～6/20：平日20時まで(映画館は21時まで) 土日休業 6/21～7/11：20時まで(映画館は21時まで)	① 及び ②
・運動・遊技施設 ・博物館等	6/1～6/20：平日20時まで(イベント21時まで) 土日休業(イベント無観客開催) 6/21～7/11：20時まで(イベント21時まで)	
1,000㎡超のイベント関連施設 ・劇場等、遊興施設、遊技施設、集会・展示施設、運動施設	6/1～6/20：平日21時まで(イベント以外20時まで) 土日無観客開催(イベント以外20時まで) 6/21～7/11：21時まで(イベント以外20時まで)	③

注1) 第6,7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」を受給した事業者を除きます。

注2) 国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

注3) 6/21～8/22の措置期間の本協力金の対象地域は、まん延防止等重点措置区域(33市)です。

注4) 7/12～8/22の措置期間の要請内容は、上記の施設に対する、21時までの営業時間短縮となります。